

承認案第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成20年12月4日提出

天理市長 南 佳 策

専決第11号

専 決 処 分 書

平成19年度下水道事業の決算に係る消費税及び地方消費税の確定申告により、消費税及び地方消費税の納税義務が発生するため、平成20年度天理市大和都市計画下水道事業特別会計予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成20年9月25日

天理市長 南 佳 策

平成20年度天理市大和都市計画下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成20年度天理市の大和都市計画下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,378千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,962,775千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成20年9月25日専決

天理市長 南 佳 策

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		10,000	40,378	50,378
	1 繰越金	10,000	40,378	50,378
7 諸収入		10,002	△10,000	2
	2 雑入	10,001	△10,000	1
歳 入 合 計		5,932,397	30,378	5,962,775

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		2,503,385 ^{千円}	30,378 ^{千円}	2,533,763 ^{千円}
	1 下水道費	853,688	30,378	884,066
歳 出	合 計	5,932,397	30,378	5,962,775

専決第13号

専 決 処 分 書

天理市環境クリーンセンター西側市有地の汚染土壌を除去するため、平成20年度天理市一般会計予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成20年11月11日

天理市長 南 佳 策

平成20年度天理市一般会計補正予算（第4号）

平成20年度天理市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,813千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,154,137千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成20年11月11日専決

天理市長 南 佳 策

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		千円 221,704	千円 1,813	千円 223,517
	1 繰越金	221,704	1,813	223,517
歳 入 合 計		22,152,324	1,813	22,154,137

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 3,118,108	千円 1,813	千円 3,119,921
	1 総務管理費	2,421,977	1,813	2,423,790
歳 出	合 計	22,152,324	1,813	22,154,137